

耐震事業に関する 補助金のお知らせ

どんなものがあるコン？



1 耐震診断

費用：無料

●対象

昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)した2階建以下の木造住宅

※申し込みは、窓口・電話の他に電子申請もできるようになりました。
ご希望される方は右記二次元コードより申請をしてください。



あいち電子申請・届出システム

読み取り後手続き

「分類別で探す」→「産業・建設について」

2 木造住宅除却

補助金：最大20万円

●対象

耐震診断を受け、総合評点が1.0未満の住宅

3 ブロック塀等撤去

補助金：最大10万円

●対象

道路からの高さが1mを超え、かつ擁壁上のものは擁壁の天端からの高さが60cmを超えるもので、ブロック塀などをすべて取り除くもの、または高さを60cm以下に減じるもの



4 耐震シェルター・防災ベッド

補助金：最大25万円

●対象

耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅で、乳幼児(就学前)、65歳以上または障がい者の方などと同居している世帯

5 耐震改修工事は最大100万円補助します

近年全国各地で地震が頻発しており、住宅の耐震化は重要な課題となっています。市では、耐震診断の結果を基に一定の判定値以上となる耐震改修工事をした住宅に対して最大100万円の補助をします。
ぜひこの機会に安心・安全な住宅にしませんか。

耐震改修工事とは

耐震性が基準より低い木造住宅の壁などを補強することで地震が発生した際に倒壊しないようにする工事を指します。

補助可能な条件

- ・耐震診断の結果、判定値(上部構造評価)が「1.0未満」と診断された住宅
- ・上記判定値に「0.3以上加算」し、判定値を「1.0以上」とする補強計画に基づく耐震改修工事



問 都市計画課 ☎(55)7126

